

相楽東部広域障害者自立支援協議会設置要綱

平成 20 年 12 月 22 日
要 綱 第 1 号

(設置)

第 1 条 笠置町・和東町・南山城村における障害者の相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉のシステムづくりに関する協議を行うため、相楽東部広域障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を共同で設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 委託相談事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、相楽東部広域連合長（以下「連合長」という。）が委嘱する。

- (1) 障害者相談支援事業者
- (2) 障害者福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 雇用・就労関係者
- (6) 障害者関係団体
- (7) その他連合長が必要と認める者

3 協議会は、必要に応じ部会を設けることができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員等)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、相楽東部広域連合事務局において行う。

(報償費)

第8条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で報償費を支出するものとする。

2 報償費は、日額6,000円とし、交通費については実費分を支出する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。